# 全員協議会資料

令和5年8月22日

1. 名張市名誉市民の推薦について

(秘書室) ・・・P 2 ・ 3

2. 収賄事件に係る報告並びに市長及び副市長の給料の減額に関する条例の制定について

(総務部) · · · P 4 · 5

3. 名張市立病院経営強化プラン (素案) に係るパブリックコメントの実施について

(市立病院)・・・P6~13

・名張市立病院経営強化プラン(素案)

•••别冊

4. 名張市中学校給食の実施に係る中間報告について

(教育委員会)・・・P14~16

• 名張市中学校給食実施に係る民間活力等導入可能性調査業務

現地調査結果(中学校カルテ)

・・・別冊 ・・・別冊

5. 名張市立地適正化計画の中間案について

(都市整備部)・・・後日配布

• 名張市立地適正化計画(中間案)

・・・後日配布

· 名張市立地適正化計画(中間案) 【概要版】

・・・後日配布

6. その他 (報告)

中間報告書

① 総合計画の推進状況について

(総合企画政策室)・・・P17

• 総合計画推進状況報告書

・・・別冊

② 「第2次名張市ばりばり食育推進計画」の実施状況について(令和4年 度実施報告及び令和5年度事業計画)

(福祉子ども部) ・・・P18~23

- ・「第2次名張市ばりばり食育推進計画」の実施状況について (令和4年度実施報告及び令和5年度事業計画) ・・・別冊
- ③ 「ばりっ子すくすく計画(第5次)~子どもの健全育成に関する基本計画~」の推進状況について

(福祉子ども部)・・・P24

・「ばりっ子すくすく計画(第5次)~子どもの健全育成に関 する基本計画~」の推進状況について ・・・別冊

### 名張市名誉市民の推薦について

### 1. 趣旨

本市は、名張市名誉市民条例(以下「条例」といいます。)により、「公共の福祉の 増進、産業文化の進展、又は市政に貢献してその事績卓越し、功労特に顕著な者で郷土 の誇として市民の尊敬に値すると認める者」を名張市名誉市民(以下「名誉市民」とい います。)として、その栄誉をたたえ、功績を顕彰することについて定めています。

今回、名張市長として5期20年にわたり、行財政改革や地域共生社会実現に向けた 取組などを着実に実行し、本市の発展と福祉の増進に寄与された前名張市長の亀井利克 氏の名誉市民の推薦について、名張市名誉市民審査委員会に諮問したところ、全会一致 をもって推薦が適当である旨の答申を得ました。

この答申に基づき、条例第2条の規定により、名誉市民として同氏を推薦することについて議会の議決を得ようとするものです。

## 2. 名誉市民に推薦する者

- (1)氏 名 亀井 利克(かめい としかつ)
- (2) 住 所 名張市西原町2315番地3
- (3) 生年月日 昭和27年 2月13日 (満71歳)

#### 3. 主な公職歴

平成 3年 4月30日 三重県議会議員(3期)

平成14年 4月25日 名張市長(5期)

平成20年 6月 4日 三重県市長会 会長

平成21年 2月 6日 三重県国民健康保険団体連合会 理事長(13年3か月)

平成21年 7月25日 特定非営利活動法人地域共生政策自治体連携機構 代表理事 (12年9か月)

平成23年 6月 8日 三重県市長会 会長

平成25年 4月 1日 三重県土地改良事業団体連合会 会長理事(9年0か月)

平成29年 1月24日 全国市長会まち・ひと・しごと創生対策特別委員会 委員長 (5年3か月)

## 4. 賞罰

平成25年 6月 5日 全国市長会永年勤続功労表彰(12年)

平成29年11月20日 地方自治法施行70周年記念総務大臣表彰(個人表彰)

令和 3年 6月 9日 全国市長会特別功労表彰 (20年)

令和 4年10月 5日 市町村長総務大臣表彰(20年)

#### 5. 事績の概要

亀井利克氏は、平成14年に名張市長に就任以来、5期20年の長きにわたり市政を担当し、住民自治の考え方を基本に強い使命感を持って、財政再建や行政改革の取組を着実に実行するとともに、都市内分権の推進や全ての市民の社会参加が叶う「地域共生社会」を目指したまちづくりの礎を築くなど、本市の発展と福祉の増進に大きく寄与されました。

同氏の在任中は、極めて厳しい財政状況の中にあって、財政健全化の取組と連動させながら、都市内分権の推進を目指し、自主・自立の新しいまちづくりの仕組みや行政システムの創造など、行政運営の枠組みの抜本的な改革を進められました。具体的には、平成15年4月に使途自由で補助率や事業の限定がない「ゆめづくり地域予算制度」を創設し、平成17年6月に「名張市自治基本条例」や「名張市市民公益活動促進条例」を制定するなど、地域等の自主的・主体的なまちづくりの機運を高め、都市内分権の推進に大きく貢献されました。また、平成18年以降、市内15地域全てに市民の健康づくりや地域福祉活動の拠点となる「まちの保健室」を整備し、地域の福祉資源を結ぶ大きなネットワーク(地域教育総合支援ネットワーク)を構築しました。このことにより、地域では地域づくり組織や各種団体、行政機関等と連携しながら、生活困窮や健康、子ども・子育て、介護、障害、教育などの様々な地域課題を解決するために住民同士が互いに支え合う支援や取組が有効に機能するなど、本市の地域共生のまちづくりの礎を築き、その進化・発展に尽力されました。

このように、同氏が進めてきたコミュニティや人との結び付きに重きを置いた地域共生のまちづくりの取組が先進的で、健康増進や介護予防、コミュニティの活性化などに大きな成果を出しているとして、WHO(世界保健機関)から注目され、国が目指す地域共生社会のモデルにもなるなど、市政の枠を超えて、持続可能な地域共生のまちづくりを目指す多くの自治体の模範となりました。

#### <参考>これまでの名誉市民及び事績

- ・高北 新治郎 氏 高北農機製作所の創始者として、農耕用器具製作に寄与
- ・北田 藤太郎 氏 初代名張市長として本市の基礎を築き、市政進展に寄与
- ・永岡 茂之 氏 第2代名張市長として社会基盤整備を推進し、本市の発展と福 社の増進に寄与

収賄事件に係る報告並びに市長及び副市長の給料の減額に関する条例の制定について

### 1. 趣旨

令和5年2月15日に本市職員が収賄容疑で逮捕、同年3月7日に起訴及び再逮捕された事件(以下「本事件」といいます。)について、同年7月10日に有罪判決が下りました。

本事件により、市民の皆様に多大なご迷惑、ご心配をお掛けしたことをあらためて深くお詫び申し上げますとともに、今後二度と同様のことが生じないよう、また、失った信頼を取り戻せるよう、職員が一丸となり、引き続き再発防止に努めてまいります。

この度は、本事件に関する判決が確定したことを受け、当該判決の内容、市長及び副市長の給料月額の減額措置、再発防止の取組等について説明いたします。

#### 2. 判決の内容

### (1) 元職員

罪 状:収賄罪

判 決:懲役1年6か月(執行猶予3年)、追徴金25万5,767円

市の対応:令和5年3月10日付け懲戒免職処分

(2) A社 元役員

罪 状:贈賄罪

判 決:懲役10か月(執行猶予3年)

市の対応:A社に対し、令和5年3月1日から4か月の入札参加資格停止

(3) B社. 元代表取締役

罪 状:贈賄罪

判 決:懲役10か月(執行猶予3年)

市の対応:B社に対し、令和5年3月10日から4か月の入札参加資格停止

#### 3. 市長及び副市長の給料月額の減額措置

本事件の判決を受け、市政に対する信頼を損ねたことに関し、管理監督者としての市 長及び副市長の責任を明らかにするため、令和5年9月定例議会において、「市長及び 副市長の給料の減額に関する条例」の議案を提出します。

- (1) 期間 令和5年10月分
- (2) 内容 給料月額の100分の10を減額

#### 4. 再発防止の取組

本事件を受け、弁護士資格を有する任期付職員により、職員全員を対象としたコンプライアンス研修を令和5年5月23日から同月26日までの間に6回実施し、合計451人が受講しました。(受講できなかった者は、後日動画視聴により受講)

加えて、同年6月5日には、契約事務担当職員を対象とした公正取引委員会事務局中 部事務所職員を講師に迎え、官製談合防止研修を実施しました。

また、同年7月には全所属を対象に、所属ごとに本事件に関して職員一人ひとりが自 分事として考え、話し合う機会として職場ミーティングを開催しました。

今後も、適正な事務執行に向け、契約や財務事務等に係る研修を実施していくととも に、本事件の調査及び再発防止対策を審議するため設置した内部委員会及び第三者委員 の意見を踏まえ、再発防止に係る取組を継続的に行うこととしています。

#### 5. 今後の予定

9月定例議会において条例議案を提出し、11月の全員協議会において内部委員会及 び第三者委員による調査結果並びに第三者委員からの提言内容を踏まえた再発防止対策 を報告予定です。 名張市立病院経営強化プラン (素案) に係るパブリックコメントの実施について

### 1. 策定の趣旨

公立病院の経営強化の推進については、総務省が定める「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」で持続可能な地域医療体制確保の必要性が示されており、病院事業を設置する地方公共団体は、このガイドラインを踏まえた経営強化に取り組むことが求められます。

また、令和5年2月には、市長の諮問機関である名張市立病院在り方検討委員会から、 市立病院の目指すべき将来像及びその役割について答申があったところです。

以上のことを踏まえ、市民の命と健康を守るため、市立病院が持続的かつ安定的に医療を提供することができるよう、今後5年間の経営強化の取組を示す名張市立病院経営強化プランを策定します。

## 2. 計画の概要

別添「市立病院経営強化プラン(素案)【概要版】」をご参照ください。

#### 3. 今後の予定

パブリックコメントは、令和5年9月1日から同月30日までの期間に実施します。 その後、市立病院改革検討委員会及び庁内の協議を経て、11月の全員協議会におい て、結果を報告させていただく予定です。

# 名張市立病院経営強化プラン(素案) 【概要版】

# 目的と背景

公立病院は、地域医療の確保のために重要な役割を果たしていますが、多くの病院で経営状況の悪化や医師不足により厳しい状況に置かれるため、持続可能な地域医療体制の確保に向けて、経営強化に取り組むことが求められています。

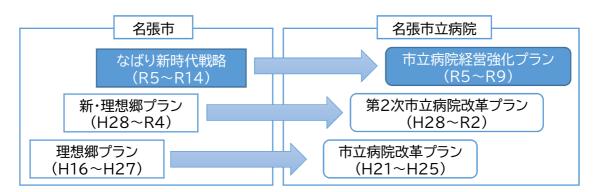
また、令和5年2月に、市長の諮問機関である名張市立病院在り方検討委員会から、市立病院の目指すべき将来像及び役割についての答申を受けたところです。

これらを踏まえ、<u>市立病院が持続的かつ安定的に医療を提供できるよう、今後5</u>年間の経営強化の取組を示す名張市立病院経営強化プランを策定します。

# 位置付け

本プランは、本市の新しい総合計画である<u>「なばり新時代戦略」の実行計画として</u> 位置付けます。

また、これまでに策定した「名張市立病院改革プラン」及び「第2次名張市立病院 改革プラン」を土台とした、第3次プランとしての性格を有していることから、県の 医療計画や地域医療構想との整合性を図る必要があります。



# 策定過程

市立病院経営会議の指揮の下、各診療科へのヒアリング、各部門への周知等を経て素案を作成し、「名張市立病院改革検討委員会」における審議、パブリックコメント、その他本市の計画策定に必要な過程を経て策定します。



# 計画期間

令和5年度から令和9年度までの5年間とします。 なお、中間年度である令和7年度には、実施状況等を踏まえ、必要に応じて取組 や目標の見直しを行います。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
市立病院経営強化プラン	計画期間(令和5年	丰度 ~ 令和9年度)	・ 中間見直し		
なばり新時代戦略	第1次基本計画(令	3和5年度 ~ 令和8年	度)		第2次基本計画
三重県医療計画	第7次計画	第8次計画(令和6年	度 ~ 令和11年度)	◆ 中間見直し	
地域医療構想	2025年に向	ナた地域医療構想			
診療報酬改定		•			

# 市立病院を取り巻く環境

名張市内の患者数は、外来は令和2年、入院は令和7年をピークに減少していくことが見込まれます。

また、市民の外来患者のうち93%、入院患者のうち78%は県内の医療機関を受診していますが、**がん患者については県外で受診する割合が高くなっています**。

このほか、基幹3病院の役割分担・連携を含め、地域の限られた医療資源を効率的かつ効果的に活用できる医療提供体制の構築が課題となっています。

# 経営分析

コロナ禍前の令和元年度の<u>経常収支比率は93.7%となっています。また、修正</u> 医業収支比率は平成29年度から令和元年度まで低下傾向です。

令和2年度から令和4年度までは、新型コロナ関係補助金の影響で経常収支比率 を大幅に引き上げていますが、修正医業収支比率は低い状況が続いています。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常収支比率	98.6%	100.8%	93.7%	104.3%	112.7%	108.5%
修正医業収支比率	88.5%	86.3%	84.8%	82.0%	83.0%	82.2%

# 課題の整理

課題を外的要因と内的要因に分けて、以下のように整理しました。

# 外的要因

人口動態	人口減少・患者流出への対策
医師の働き方改革	医師確保と働きやすい職場環境づくり
看護職員の処遇改善	病棟業務見直しによる負担軽減と人材確保

# 内的要因

患者数及び医業収益の減少	収支改善に向けて抜本的な経営強化が求められる
医療機器・設備等の更新	医療機器、電子カルテ、老朽化設備の更新
効率的な病棟運用	急性期の在院日数縮減と地域包括ケア病棟の活用
予定入院比率	予定入院患者の増加による安定的な病床稼働
地域医療機関との連携	紹介患者の増加につながる広報活動

# 達成すべき目標

「公立病院経営強化ガイドライン」で期間中の経常黒字を達成すべきとされていることを踏まえ、令和9年度の経常収支比率100%の達成を目標とします。

なお、経営形態の見直しに関しては、期間中に方向性の決定や準備を行うため、収 支計画に含んでいません。目標変更の必要が生じれば、随時修正します。

# 経営指標の目標

経営指標の目標は、経常収支比率100.1%、修正医業収支比率90.9%とします

給与費比率は、医師・看護師等の確保により給与費は増加するものの、医業収益の向上により低下する見込みです。また、薬品費比率は、がん診療体制の強化に伴う化学療法件数の増加により上昇すると考えます。

	【参考】	【計画期間】					
	令和元年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
経常収支比率	93.7%	98.0%	96.3%	98.1%	98.1%	100.1%	
修正医業収支比率	84.8%	86.8%	87.5%	89.4%	90.9%	90.9%	

	【参考】		【計画期間】							
	令和元年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度				
給与費比率	65.6%	63.7%	63.3%	62.5%	61.5%	60.4%				
薬品費(投薬·注射) 比率	4.6%	4.7%	4.8%	5.0%	5.1%	5.2%				
材料費(薬品費を除 きます。)比率	12.4%	12.7%	12.5%	12.4%	12.3%	12.2%				
減価償却費比率	4.7%	6.9%	6.8%	5.9%	5.1%	7.0%				
委託料比率	11.9%	12.3%	12.3%	12.0%	12.0%	11.8%				

## 一般会計繰入金の見通し

一般会計からの繰入金の見通しは、「名張市中期財政計画(令和4年度ローリング版)」を算出根拠とし、建設時の企業債償還金が令和8年度に終了することにより、 資本勘定繰入金の額が大幅に減少する見込みとなっています。

(単位:千円)

	(112)							
	【参考】	【計画期間】						
	令和元年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度		
収益勘定繰入金	760,718	700,571	649,372	666,695	649,561	734,823		
資本勘定繰入金	479,282	518,429	440,628	385,305	145,439	51,248		
合計	1,240,000	1,219,000	1,090,000	1,052,000	795,000	786,071		

# 診療に関する目標

経営指標の目標達成に向けて、外来収益・入院収益の目標を設定します。

その他入院に関する目標としては、急性期病棟の在院日数短縮、地域包括ケア病棟の在院日数延伸と、予定入院件数の増加を目指します。

このほか、急性期医療、回復期医療、地域連携、救急医療、患者満足度といった指標について、目標値を設定します。

	【参考】	【計画期間】					
	令和元年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
外来収益 (千円)	908,005	950,000	976,000	1,002,000	1,027,000	1,053,000	
延患者数	75,836	70,896	71,765	72,609	72,837	73,636	
診療単価(円)	11,973	13,400	13,600	13,800	14,100	14,300	
入院収益(千円)	2,906,136	3,125,000	3,201,000	3,277,000	3,353,000	3,429,000	
延患者数	56,335	54,825	55,477	56,017	56,639	57,150	
病床稼働率	77.2%	75.1%	76.0%	76.7%	77.6%	78.3%	
診療単価(円)	51,587	57,000	57,700	58,500	59,200	60,000	
┰╀つ <i>ナ</i> -7中口米6							
平均在院日数 (急性期)	13日	14日	13日	13日	12日	12日	
平均在院日数 (地域包括ケア)	— (R2:20日)	17日	19日	21日	23日	25日	
予定入院比率	30.5%	28.0%	31.0%	34.0%	37.0%	40.0%	
予定外入院比率	69.5%	72.0%	69.0%	66.0%	0% 63.0%		
手術件数	1,506件	1,520件	1,540件	1,560件	1,580件	1,600件	
全身麻酔件数	386件	320件	340件	360件	380件	400件	
リハビリ延患者数	1,607人	1,600人	1,650人	1,700人	1,750人	1,800人	
紹介率	64.5%	65.0%	65.5%	66.0%	66.5%	67.0%	
逆紹介率	63.8%	54.0%	55.0%	56.0%	57.0%	58.0%	
救急応需率	95.8%	97.0%	97.0%	97.0%	97.0%	97.0%	
外来患者満足度	— (R4 61.7%)	62.0%	64.0%	66.0%	68.0%	70.0%	
入院患者満足度	- (R4 80.9%)	81.0%	82.0%	83.0%	84.0%	85.0%	

# 経営強化に向けた取組

## 重点取組

特に重要な医業収益の改善に向けた患者確保、それを実現するための職員配置、院内体制整備に関する取組について、本プランにおける5つの重点取組として位置付けます。

# 重点取組① 診療機能の連携強化

- ・地域医療機関との相互連携体制の強化・推進
- ・高度先進医療機関との連携によるブランチ診療科導入

# 重点取組② 地域の特性に応じた入院医療体制の構築

- ・地域包括ケア病棟プロジェクトチームの運用
- ・HCU(ハイケアユニット)病床の導入

## 重点取組③ 病院の要となる看護師の処遇改善

- ・夜勤看護師の処遇改善
- ・看護専門学生への修学資金貸与制度の拡充

# 重点取組④ 「攻め」の施設整備と設備投資

- ・計画的な医療機器購入に向けた「経営強化プラン枠」の創設
- ・高額医療機器・設備改修に備えた設備投資計画の策定

## 重点取組⑤ 業務効率化に向けた医療DXの推進

- ・医療DX事業への参画
- ・電子カルテリモート診療システムの導入
- ・事務作業へのRPA導入

## 役割・機能の最適化と連携の強化

- (1) 地域の医療機関との機能分化、役割分担と連携体制の構築
  - ・地域医療機関との相互連携体制の強化・推進【再掲】
  - ・高度先進医療機関との連携によるブランチ診療科導入【再掲】
  - ・大学等の教育機関との連携による市民公開講座の実施
  - ・地域医療連携推進法人の活用検討
- (2) 地域住民が医療にアクセスしやすい体制の構築
  - ・がん、脳卒中、急性心筋梗塞の急性期治療を主体的に担います。
  - ・救急、災害、小児、感染症医療について基幹病院としての機能の確保
  - ・その他の疾病や事業についても、医療提供体制整備のため補完的な役割を果たします。
- (3) 市民等への積極的な情報発信
  - ・市の広報部局と連携した適時適切の広報活動
  - ・SNS(Twitter等)やCATV(メディ★ナバ)を活用した情報発信
  - ・「患者ご意見箱」を用いた意見聴取と対応の迅速化
  - ・患者満足度調査の毎年度実施

### 医師・看護師の確保と働き方改革

## (1) 医師・看護師の確保対策

#### 医師確保について

- ・大学病院等の医師派遣病院との関係強化
- ・医師不足診療科における病院独自採用の検討
- ・医師にとって魅力のある病院となるため、医療機器の整備等による診療環境の充実
- ・研修医が学びやすい教育研修体制の整備
- ・三重県医師確保計画に基づく地域枠制度の活用促進

## 看護師確保について

- ・多様な働き方を推進するため、時短勤務や産前産後休暇・育児休暇の取得推進
- ・夜勤看護師の処遇改善【再掲】
- ・看護専門学生への修学資金貸与制度の拡充【再掲】

# (2) 医師の働き方改革への対応

・特定行為看護師や病棟配置薬剤師、医師事務作業補助者(メディカルアシスタント) の活用によるタスクシフト・タスクシェアの推進、宿日直許可の申請などにより、医師 の長時間労働の改善を図ります。

## 施設・設備の最適化

# (1) 充実した職場環境の整備

- ・計画的な医療機器購入に向けた「経営強化プラン枠」の創設【再掲】
- ・高額医療機器・設備改修に備えた設備投資計画の策定【再掲】

#### (2) デジタル化への対応

- ·医療DX事業への参画【再掲】
- ・電子カルテリモート診療システムの導入【再掲】
- ·事務作業へのRPA導入【再掲】
- ・国のマイナンバー制度(オンライン資格確認、薬剤・健診情報参照)への対応

# 新興感染症対策

## (1) 新型コロナウイルス感染症への対応と課題

・今後新たな感染症が発生した場合でも、これまでの知見を活かして、市民の命と健康 の確保のために地域医療を継続できるよう、平時から準備をしていくことが必要

## (2) 将来の流行への準備

- ・ 病床確保の方針
- ・医療機関の役割分担
- ・専門人材の育成
- ・感染防護具の備蓄
- ・院内感染対策、クラスター発生時の対応方針の共有

# 経営形態の見直し

### 在り方検討委員会の答申について

令和5年2月に、名張市立病院在り方検討委員会から市長へ提出された答申では、 『名張市立病院が直面する課題の解決に向けて、「経営の自主性・迅速性」「職員の 意識改革」「医師の確保」の3つの要素を効果的かつ効率的に改善するため、<u>経営形</u> 態を「地方独立行政法人」とすべきである」と結論付けられました。

## 経営形態に関する検討課題

将来に向けて市民の命と健康を守るために、市立病院の経営を強固なものとし、 市民にとって必要な医療を持続的に提供できる体制構築を図る必要があります。 また、公立病院経営強化ガイドラインでも、地域の実情を踏まえ、経営の強化に向 けた最適な経営形態を検討することが求められています。

これらを踏まえると、<u>目標達成に向けて経営強化に向けた取組を、より確実に結果に繋げるため、経営形態見直しの検討は避けられません。</u>

そのため、名張市立病院在り方検討委員会の答申を踏まえながら、市民から考えを聴くとともに経営形態に関する考え方を整理し、本プランの計画中に本市の方向性を示す必要があります。

## 計画期間中の取組

計画期間における経営形態の見直しの検討又は準備は、以下の3つの段階を経て行います。なお、第3段階の移行準備は、第2段階の方針決定で経営形態を見直すこととした場合に取り組みます。

# 第1段階 内部調査に関する取組(令和5年度中)

- ・地方独立行政法人へ移行済の病院を訪問し、情報収集を行います。
- ・経営形態の見直しを行う場合に備え、財政シミュレーションを行います。

# 第2段階 方針決定に関する取組 (内部調査終了後)

- ・経営形態についての方針を決定した際は、速やかに公表します。
- ・市民や市議会に対して丁寧な説明に努めます。

# 第3段階 移行準備に関する取組 (方針決定後、約1年半~2年)

- ・円滑な移行に向けて、条例・規則等の整備、職員との労使交渉、システム改修 その他の必要な準備を行います。
- ・必要に応じて、本プランの目標や取組を見直します。

### 名張市中学校給食の実施に係る中間報告について

#### 1. 概要

中学校給食の実施に向けて今年度実施している「名張市中学校給食実施に係る民間活力等導入可能性調査」については、各中学校での現地調査を含め、本市と調査事業者とで協議を重ねながら進めているところです。

今回はその中間報告として、中学校給食事業に係る検討過程及び成果を取りまとめる とともに、実施方式等について決定することとしました。

#### 2. 資料

- (1) 名張市中学校給食実施に係る民間活力等導入可能性調査中間報告書
- (2) 現地調査結果 (中学校カルテ)

#### 3. 実施方式について

これまで、中学校給食の実施方式について、自校調理方式とセンター方式との二つの 方式について、本市においても比較検討を行ってきました。

今回の専門的な知見を持った調査事業者による調査により、現地調査結果、定量的評価(コスト面)及び定性的評価(実施に係る諸条件への適性)を踏まえた、二つの方式についての総合評価が以下のとおりまとめられました。

#### 中間報告書P11~13 総合評価(要旨)

定量的評価では、現地調査結果を踏まえて詳細な附帯工事を含めて事業費を精査した。イニシャルコストはセンター方式の方が高くなるが、ランニングコストでは自校調理方式の方が高くなり、15年間の事業期間合計でみると、センター方式では約53億円、自校調理方式では約56億円であり、自校調理方式の費用が約3億円高くなる。ランニングコストが低ければ、持続可能な給食の提供という観点からは、センター方式の方がより有利であると考える。また、センター方式においては、将来的に生じるまとまった余剰調理能力を、小学校の修繕時の機能代替等の有効活用によって事業規模を確保し、民間活力を有効活用することで費用の効率化や平準化を図るなど、学校給食の持続可能性を高めることが期待できると評価する。

現地調査結果では、自校調理方式は、中学校全校において給食室を配置できる可能性はあるが、施設整備面と運営・維持管理において課題が残る。センター方式は、中学校全校において配送を受けるための施設整備は可能であると考えられ、配膳室の位置につ

いて検討を要し、一部附帯工事も生じるが配送を受ける上で大きな課題はないと考えられる。

定性的評価については、評価項目に対して、効率的・効果的に実現が可能かどうかの視点で評価を行った。

「安心安全な学校給食の提供」については、自校調理方式、センター方式で各々優れている項目は異なるものの、センター方式の方がやや効率的・効果的な運用が可能である。「栄養バランスの優れた魅力的な学校給食」については、自校調理方式が優れていると評価できる。「持続可能な学校給食の提供」についてはセンター方式の方が優れており、「中学生にとって有効な食育、地産地消の推進、豊かな人間形成」については、いずれの方式も同程度の水準であると評価できる。

全体的な定性的評価としては、名張市にとっての評価項目からは、センター方式の方 が適していると評価する。

なお、食育面ではいずれの方式においても、調理工程の工夫によって、生徒の成長に あった魅力的な献立の実現が期待でき、地元の生産者との交流等を通して農産物への理 解を深め、郷土を愛する心を育むこと、行事食・郷土料理・リクエスト給食等の実施 等、多彩な取組を行うことも、可能であると考える。

また、中学校給食実施のスケジュールについては、全校一斉により早く給食を開始することが、自校調理方式では難しく、センター方式では可能である。

総じて、費用面のみならず、全ての子どもたちに平等に、安心安全で栄養バランスのとれた学校給食を安定して継続的に提供できること、学校現場の負担に差が生じにくく、その分学校現場が食育や学校運営に取り組めること等を鑑み、本市の学校給食実施方式については、自校調理方式のメリットを評価しながらも、センター方式が最適であると総合的に評価した。

本市は、これまでの比較検討の中でも、センター方式が望ましいとしてきましたが、 改めてこの評価結果を受け、中学校給食について、センター方式で実施することと決定 いたします。

#### 4. 建設候補地について

これまで非公開としてきた給食センターの建設候補地については、候補地1 (旧長瀬 小学校跡地) 及び候補地2 (青蓮寺 (伊賀南部ストックヤード下に位置するテニスコート及びゲートボール場)) の2か所となります。

当初、公共用地のうち3か所の建設候補地を選定していましたが、うち1か所は既存の建物の解体や給食センター建設のための地盤強化等に費用を要することが想定されることという検討から除外することとしました。

調査結果では、建設候補地の選定に当たり、規模や位置、災害時の影響、周辺環境へ

の影響といった観点に基づいた選定条件に沿って検討が行われ、総合的により優れていると評価できる建設候補地は、候補地2(青蓮寺)であるとされています。

本市は、この結果を受けて、候補地2(青蓮寺)を第1候補地とし、給食センターの 建設に向けた地元への説明及び協議を進めます。

# 5. 今後の事業内容

今後、民間事業者への意向調査を含め、2,500食の食数規模において、民間活力の導入可能性調査を行います。令和6年1月に最終報告書を作成し、事業手法を決定するとともに、基本計画を策定します。

## 《参考》

# 定量的評価(概算事業費)※詳細は中間報告書 P 1 1

項目	自校調理方式	センター方式
学校給食施設整備数	5か所	1か所
概算事業費(税込)	<b>9</b> 4. F. C.	谷 この 英田
(試算:施設整備費+運営費(15年))	約56億円	約53億円

# 定性的評価(実施に係る諸条件(中間報告書P3)への適性)※詳細は中間報告書P12

評価項目			自校調理 方式	センター 方式	
		衛生環境の構築	©	©	
0 0 1 0 0 0 0	(1) 適切な衛生管理環境・体制の	リスク管理	0	0	
2.2.1 安心安全 な学校給食の 提供	構築	リスク発生時の影 響	0	Δ	
提供	(2) 食物アレルギー対応	対応食の一括管理	0	0	
	· · · ·	リスク管理	0	<u> </u>	
2.2.2 栄養バラ	(1) 中学生にふさわしい献立	中学生にふさわしい献立			
ンスの優れた (2) 魅力的な学校給食   魅力的な学校 (1) 安定した学校給食の提供   (2) SDGs に貢献できる学校給食	調理時間・調理方 法	©	0		
	適温提供	0	0		
	(1) 安定した学校給食の提供	0	0		
000 # 体可代	(2) SDGs に貢献できる学校給食	0	0		
2.2.3 持続可能 な学校給食の	(3) 将来変動にも対応できる学校給食	$\triangle$	0		
提供	(4) 災害時における早期復旧、 学校給食の早期再開・継続並びに地域	学校給食の早期再 開	$\triangle$	0	
	貢献	地域貢献	0	0	
2.2.4 中学生に	(1) 生きた教材となる学校給食		0	0	
とって有効な	(2) 様々な食体験ができる学校給食		0	©	
食育、地産地 消の推進、豊 かな人間形成	(3) 地域とつながる学校給食		0	0	

参考: 自校調理方式 ◎7 ○7 △2 / センター方式 ◎9 ○6 △1

### 総合計画の推進状況について

# 1. 総合計画の推進について

本市では、計画期間を平成28年度から概ね10年間とし、市政運営の総合的・基本的な指針を示す総合計画「新・理想郷プラン」(第1次基本計画:平成28~30年度、第2次基本計画:令和元~4年度)(以下「総合計画」といいます。)を策定し、「名張市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき「元気創造」「若者定住」「生涯現役」の3つの重点プロジェクトを推進しながら、これを柱に各種施策を実施してきました。

総合計画の推進に当たっては、行政評価を反映させたPDCA(計画・実行・評価・改善)のサイクルにより、それぞれの取組について、有効性、効率性、必要性等の観点から点検を行い、目標達成に向けた的確な進行管理に努めることにより、総合計画の実現に向けた効果・効率的な施策展開を図ることとしています。

## 2. 総合計画推進状況報告書(令和5年度版)について

総合計画に掲げる「3つの重点プロジェクト」及び「40の各施策」並びに「持続可能な行財政運営に向けた取組方針」の令和4年度の取組成果等について、「総合計画推進状況報告書(令和5年度版)」として整理しました。

この取組成果や課題等を踏まえた上で、令和5年3月に策定した新しい総合計画「なばり新時代戦略」に基づき、各施策を推進していきます。

#### 3. 資料の公表について

総合計画推進状況報告書及び施策評価管理シートを市ホームページで公表するほか、 各市民センターに備え付けることで、市の施策について市民から意見を募り、寄せられ た意見については、今後の市政推進の参考として取り扱います。 「第2次名張市ばりばり食育推進計画」の実施状況について (令和4年度実施報告及び令和5年度事業計画) 「名張市ばりばり食育条例」(以下「条例」といいます。)は、本市の食育推進に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民、教育関係者、福祉関係者、医療関係者、農林水産業者及び食品関連事業者の役割を明らかにするとともに、食育の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、市民一人一人が食を正しく学び、地域の特性を生かした食育を実践し、健康で文化的な市民生活と活力ある市の実現に資することを目的とし、平成25年10月に制定されました。

本市では、この条例に基づき、市民、事業者等との協働により、あらゆる機会及び場所を利用して、食育に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、平成27年3月に「名 張市ばりばり食育推進計画(平成27年度~平成31年度)」を、令和2年3月に「第2次 名張市ばりばり食育推進計画(令和2年度~令和6年度)」を策定し、取組を推進しています。

今回、令和4年度の実施状況報告とともに、令和5年度の事業計画を説明します。

## 1. 令和4年度取組概要

#### (1) 各施策の主な取組内容

# ① 家庭における食育の推進

健やかな心と体を育む生活習慣の形成のため、朝食啓発リーフレットを作成し、地域の広場やなばり子育でLINEを通じて情報提供を実施しました。また、なばり子育でLINEにて、毎月19日(食育の日)に食育講座等の献立や食中毒予防など、食に関する情報提供を実施しました。

妊産婦への栄養指導については、妊娠8か月の人を対象にリーフレット「妊娠中の食事のポイント」を送付しました。

共食(トモショク)の啓発として、「#名張感動」投稿キャンペーン2022お楽しみ 企画「家族で楽しむ共食(トモショク)」への投稿を募集しました。

## ② 学校、幼稚園、保育所(園)及び認定こども園等における食育の推進

食育月間を中心に栄養教諭が担任と連携し、朝ごはんの大切さ等の指導を行い、子どもが食に対して関心を持てるようにしました。また、三重県教育委員会等が主催する「みえの地物が一番!朝食メニューコンクール」への積極的な参加を啓発した結果、6校から282人の応募がありました。

就学前施設では、保育活動の中で、園庭で米や季節の野菜を栽培したり、育てた野菜を給食に提供するなど、年齢や発達に応じた活動を展開し、食べ物への興味や関心を高める取組を行いました。また、新型コロナウイルス感染症の感染予防に努めながら、座る間隔を空け、ロの字に机を並べる等の工夫をし、友達の顔を見ながら楽しく食事ができるようにした園もありました。

# ③ 地域及び職場における食生活改善のための取組と食文化の継承

名張高校と連携し、学生340人を対象に朝食アンケートを実施しました。学生がアンケート結果や朝食の大切さについての朝食啓発動画を作成し、市公式YouTubeやなばり子育てLINE等で配信しました。まちじゅう!! 元気リーダーフォローアップ研修会を開催し、体験学習として食育SATシステム、フレイルチェック、インボディ測定を実施しました。

食文化の継承に向けた食育の推進に関しては、国津地域で鮎の塩焼きやこんにゃくづくり、地元食材を使った料理の提供を行いました。

## ④ 生産者と消費者との交流及び地産地消における食育の推進

農業体験を通じた取組については、「市民親子体験農業さつまいもづくり」を開催し、 農家と都市住民の交流を図りました。

ふるさと学習「なばり学」をきっかけとして、社会見学や校外学習でぶどう狩りに訪れ、生産者の思いに触れることができました。また、米・牛・ぶどう・メロンなどの飼育地・栽培地を訪れ、生産者の話を聞き、命の大切さや飼育・栽培の苦労などを学びました。

生産者と消費者との交流に関する取組については、名張市の新たな特産品としての確立を目指している「タネ菜」について、生産者の市役所ロビーでの直接販売や、市広報で名張の伝統野菜として紹介するなど周知を図りました。「タネ菜」の販売時には、名張の伝統野菜としての説明に加え、調理方法や食のボランティア提供のおすすめメニューレシピもPRし、地場産物の消費拡大を図り、地産地消に取り組みました。

#### (2) 事業の取組内容

なばり子育てLINEで毎月19日(食育の日)に、朝食リーフレットや、献立、食中毒予防等、食に関する情報提供を実施しました。

「みえの地物が一番!朝食メニューコンクール」の応募作品の中から、名張産の食材 を使用したレシピをとれたて名張交流館において配布しました。

保育所(園)では「ほけんだより」で朝ごはんの大切さを保護者に啓発しました。また、三重県が作成した生活習慣チェックシートを活用し、家庭と保育所(園)のやり取りに活用しました。

名張高校と連携して実施した、学生対象の朝食アンケートの結果を基に、学生が朝食の大切さを伝える朝食啓発動画を作成し、この動画は市公式YouTubeに配信しています。また、学生に「タネ菜」を使ったレシピの作成を依頼し、レシピは市公式インスタグラムで紹介しました。

## (3) 目標値の進捗状況

令和4年度も、コロナ禍の中で実施可能な取組を行いました。「朝食を食べている児童の割合・生徒の割合」は、令和3年度と比較すると数値が下がる結果となっていましたが、児童については計画策定時と比較して高い数値となっています。また、「学校給食における名張産食材を使用する割合」「児童生徒の肥満傾向児の割合」についても改善が見られませんでした。

「40歳以上の肥満者の割合」「特定健康診査受診率」「健康な暮らしを送っていると感じている市民の割合」「名張の農産物(米・果樹・野菜等)の消費量や知名度が高まっていると感じる市民の割合」の4項目については、令和3年度の値に比べて改善を示しました。

## 2. 令和5年度事業計画概要

#### (1) 各施策の主な事業計画

# ① 家庭における食育の推進

健やかな心と体を育む生活習慣の形成のため、地域の広場や学校において、「早寝早起き朝ごはん」についての啓発を行います。

子育て世帯を対象に「親子で作る朝食レシピ」「野菜を使った簡単レシピ」をテーマに した食育講座を実施します。

クッキングコンテストを開催し、「共食(トモショク)」の周知を行います。

## ② 学校、幼稚園、保育所(園)及び認定こども園等における食育の推進

市内の学校、幼保施設の食育担当者を対象とした食育実践交流会を開催し、地域や各種団体との連携を基にした取組や、連携の工夫、家庭への朝食の必要性の啓発について情報交換を行います。

担任と栄養教諭が連携し、朝ごはんの大切さについてタブレット等を活用しながら指導を行い、指導内容について学校通信やホームページ等で発信します。朝食メニューコンテストへの積極的な参加の促進を行い、朝食への興味・関心の喚起を図ります。

就学前施設では、クラスごとに教室で食べるだけでなく、異年齢で一緒に食べたりする機会を設けるなどして、食事が楽しいコミュニケーションの場でもあるように取り組みます。

#### ③ 地域及び職場における食生活改善のための取組と食文化の継承

生活習慣病の発症予防と重症化予防に重点を置き、健全な食事や運動について健康教室等で指導を行います。口腔機能低下による低栄養を防ぐため、後期高齢者健診を個別医療機関で受診した方を対象にオーラルフレイルの重症化予防に取り組みます。

食文化の継承に向けた食育の推進においては、地域づくり組織等に体験活動や食文化の継承に関わる視点を取り入れるよう呼び掛けを行います。また、放課後子ども教室において、地域の食文化について学ぶ活動への支援を行います。

# ④ 生産者と消費者との交流及び地産地消における食育の推進

生産者と消費者の交流を図れるよう直売所のPRに努めるとともに、マルシェ等の開催、支援に取り組みます。

新たに設立した名張市産業活性化推進協議会(通称:ナウダツ)を通じ、お土産や新 しい商品などの開発支援とともに、地元産品の広報活動を推進します。

「青空ネット伊賀」などを活用し、市内の農産物直売所の情報を周知します。

名張高校の総合ビジネス系列の学生が青蓮寺で作られたぶどうを使った商品企画及 び販売実践する取組を支援します。

# (2) 令和5年度事業推進のポイント

令和5年度も引き続き、「朝食」「共食(トモショク)」「地産地消」をキーワードに、 食育に関わる部署が互いに連携を図るとともに、多様な関係団体等との連携・協働の下、 積極的な情報発信を行い、食育の推進に取り組みます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、実施することができなかった食育の取組についての見直しを行い、改めて食育の推進に向けた取組の実施を進めます。

また、食育を推進する施策の実効性を高めていくために、関係者の連携・協働を図り、食育の取組を推進します。

# 目標値

	項目	策定時 (平成30年度)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標値 (令和6年度)
(1)	朝食を毎日食べている児童の割合(小学6年生対象) 「全国学力・学習状況調査」朝食を「毎日食べている」「どちらかといえば食べている」と回答した割合	93.3%	95.3%	92.5%	95.4%	95.0%	97.0%
	朝食を毎日食べている生徒の割合(中学3年生対象) 「全国学力・学習状況調査」朝食を「毎日食べている」「どちらかといえば食 べている」と回答した割合	92.0%	96.1%	91.8%	93.0%	92.0%	97.0%
2	学校給食における名張産食材を使用する割合 「学校給食における地場産物活用状況調査」食材数ベース	20.8%	23.7%	23.7%	23.3%	20.2%	30.0%
3	児童生徒の肥満傾向児の割合 「学校健康状態調査」 肥満度 2 0 %以上の児童生徒の割合	7.9%	8.4%	8.7%	8.9%	9.7%	6.0%
4)	40歳以上の肥満者の割合 名張市国民健康保険被保険者のうち40歳以上75歳未満の人が特定健康診査 を受診しBMIが25%以上の人の割合	26.2%	27.6%	28.1%	29.3%	27.5%	20.0%
(5)	特定健康診査受診率 (国民健康保険) 【データヘルス計画】名張市国民健康保険被保険者のうち40歳以上75歳未満の人が特定健康診査を受診した割合	42.4%	43.1%	43.3%	43.9%	44.1%	60.0%
6	健康な暮らしを送っていると感じている市民の割合 [市民意識調査]	77.8%	81.6%	81.5%	81.7%	82.0%	83.0% ※(令和4年度)
7	名張の農産物(米・果樹・野菜等)の消費量や知名度が高まっていると感じる市民の割合 「市民意識調査」	46.6%	42.4%	43.8%	42.1%	43.3%	47.3% ※(令和4年度)

※目標値は総合計画で設定する目標値・目標年度を設定しています。

「ばりっ子すくすく計画(第5次)~子どもの健全育成に関する基本計画~」の 推進状況について

#### 1. ばりっ子すくすく計画について

本市では、次世代を担う社会の宝である子どもたちの権利を保障し、心身共に健全に育むことを目的に平成18年3月に市で初めての議員提案による「名張市子ども条例」を制定しました。この条例の下、平成21年3月に具体的にどのように行動していくべきかをまとめた「ばりっ子すくすく計画」を策定しました。その後3年ごとに見直しを行い、現在は、令和4年度から令和6年度までの第5次計画に基づき施策を推進しています。

#### 2. ばりっ子すくすく計画(第5次)の推進状況について

ばりっ子すくすく計画では、子どもの大切な権利である、生きる権利、育まれる権利、 守られる権利、参加する権利を四つの柱として、市や学校等が取り組む行動計画を支え ている事業ごとに「令和4年度の取組内容及び成果」、「今後の課題及び解決への取組 内容」として整理しました。

#### 3. 第5次における新たな取組について

第5次の計画では、子どもを健全に育成するための取組を着実に引き継いでいくことが重要との考えから、基本計画の基本的な考え方の変更は行わないこととしましたが、 社会情勢の変化やそれに伴う本市の施策展開などにより、特に注視すべき取組について 計画に反映するよう見直しを行いました。

その中で、新たな行動計画として位置付けたものが、育まれる権利における「7. 困難を抱える子どもや家庭を支援します」の取組目標であり、ヤングケアラーの支援をはじめ、子どもの貧困対策を推進するとともに、外国籍の子どもへの支援の充実を図るものです。

また、同様に特に注視すべき取組として掲げている「相談支援機能の強化と子どもの居場所づくりの更なる推進」や「『名張市子ども条例』の啓発に係る取組の更なる充実」については、各取組の中において反映しています。

#### 4. 資料の公表について

令和4年度の「ばりっ子すくすく計画(第5次)~子どもの健全育成に関する基本計画~」の推進状況については、市ホームページで公表します。